長野	1.004	0.983	0.850	
岐阜	0.999	0.925	1.472	
静岡	0.999	0.980	0.823	1.063
愛知	1.002	1.063	0.818	
三重	1.006	1.025	0.833	
滋賀	1.017	1.029	0.847	
京都	1.001	1.032	0.851	1.103
大阪	0.988	1.025	0.782	
兵庫	1.020	1.040	1.455	
奈良	1.020	1.034	0.836	
和歌山	1.000	0.965	0.827	
鳥取	0.988	0.984	0.838	
島根	0.971	0.833	0.815	
岡山	0.994	0.997	0.817	
広島	1.003	0.981	0.823	1.167
山口	0.990	1.000	0.804	0.885
徳島	1.000	0.952	0.818	
香川	0.999	0.880	0.798	
愛媛	1.001	0.976	0.816	
高知	0.985	0.975	0.810	
福岡	0.999	0.987	0.815	1.685
佐賀	0.988	0.747	0.785	0.906
長崎	0.988	0.804	0.800	0.906
熊本	0.989	0.925	1.444	0.652
大分	0.990	0.959	0.803	
宮崎	0.990	0.965	0.806	
鹿児島	0.981	0.956	0.780	
沖縄	0.962	0.905	0.773	0.999

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年度分の普通交付税から適用する。

○総務省令第六十五号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）及び同法において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十四日

総務大臣　山本　早苗

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「1.1213839」を「1.1005813」に改め、同条第五項中「1.1214028」を「1.0985946」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年度分の地方特例交付金から適用する。

○総務省令第六十六号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十四日

総務大臣　山本　早苗

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「」附則第六条の三」を「」附則第六条の二」に、「以下同じ」を「以下この条及び第三条において同じ」に、「以下「補正指数」という」を「以下この条及び第三条において「補正指数」という」に改め、「（ただし、当該数が一・六〇三六を超える場合は、一・六〇三六とする。）」を削り、「〇・二八七一」を「〇・二三六〇」に改め、「得た率」の下に「（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）」を加え、「〇・九九七九三三八」を「〇・九九八四三〇〇」に改め、同号中ホを削り、同号ニ中「適用」を「規定の適用」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「適用」を「規定の適用」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「適用」を「規定の適用」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「適用」を「規定の適用」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　平成二十六年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第一条第一項第二号中「（ただし、政令市にあつては、当該数が三・七四三〇を超える場合は、三・七四三〇とし、その他の市町村にあつては、当該数が三・七四一一を超える場合は、三・七四一一とする。）」を削り、「〇・二二七四」を「〇・二〇七三」に改め、「得た率」の下に「（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）」を加え、「一・〇〇七〇三一四」を「〇・九九一四五九八」に改め、同条第二項中「三兆四千百一億千七百二十九万八千円」を「二兆五千九百二十三億千六百九十八万二千円」に改め、同条第三項中「二兆千八百五十億五千九十五万二千円と各市町村について第一条第一項第二号の規定により算定した額（」を「一兆九千三百二十六億五千百二十六万八千円と各市町村について第一項第二号に掲げる額（ただし、」に改め、「当該合併市町村に係る合併関係市町村（普